甲府西高校バスケットボール部 OB 会規約

（名称）
第１条　本会は、甲府西高校バスケットボール部 OB 会と称する。
（目的）
第２条　本会は、山梨県立甲府西高等学校バスケットボール部員が、学業及び部活動に専念するため必要な支援を行うことを目的とする。
（所在地）
第３条　本会の事務局を事務局長宅に置く。
（会員）
第４条　山梨県立甲府西高等学校を卒業した者で、在学中同校バスケットボール部に在籍した者は、本会の会員となることができる。
（会の組織）
第５条　本会に会長１名、副会長２名、事務局長１名、会計１名、監査役２名及び事務局員若干名（各期より１名選出）を置き、その任期は１年とする。ただし、再任を妨げない。
２　会長、副会長及び監査役は総会において選任するものとし、事務局長、会計及び事務局員は会長が任命する。
（会費）
第６条　本会の会費は、年額一口 2,000 円とする。なお、口数については各個人の判断によるものとする
（総会）
第７条　総会は、本会の運営に関する事項を決議する。
２　総会は、年１回開催する。
３　総会の議事は、出席者の過半数をもって決定する。
（行事計画）
第８条　本会の行事計画は、事務局がこれを作成し総会において議決する。
２　会員は、できる限り行事には参加するように努めなければならない。
３　弔慰金は、次のとおりとする
（１）　会員　　１０，０００円
（会の備える帳簿）
第９条　本会は、次の帳簿を備えるものとする。
（１）　会員名簿
（２）　現金出納簿
（３）　その他必要な帳簿
（監査）
第 10 条　監査役は、年１回収入支出についての会計監査を行うこととする。

附則
（会の役員）
会の役員は次の会員とする

会長	現住所	田中　博
副会長	現住所	大沢光彦
	現住所	佐野和規
事務局長	現住所	向山憲稔

（施行期日）
この規約は、平成１２年４月１日から実施する。
この規約は、平成１３年９月１日から実施する。
この規約は、平成１６年４月１日から実施する。
この規約は、平成２２年１月１日から実施する。